

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 4 月 12 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 4 月 10 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

斗南病院、K K R 札幌医療センター（以上、北海道）、東北公済病院（宮城）、虎の門病院、三宿病院、立川病院（以上、東京）、虎の門病院分院（神奈川）、名城病院、東海病院（以上、愛知）、大手前病院、枚方公済病院（以上、大阪）、六甲病院（兵庫）、広島記念病院（広島）、高松病院（香川）、千早病院（福岡）、新別府病院（大分）